

令和 8 年 9 月 7 日（月） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 大会議室

令和 8 年 9 月 7 日（月曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 非農地判断について

○出席委員（19 名）

1 番	伊佐地 真里子 君	2 番	早川 俊也 君	3 番	三輪 眞一 君
4 番	藤井 眞司 君	5 番	西村 三一 君	6 番	奥田 由美 君
7 番	大野 久司 君	8 番	池村 昭浩 君	9 番	土屋 智裕 君
10 番	尾口 育代 君	11 番	足立 武士 君	12 番	後藤 道隆 君
13 番	後藤 孝治 君	14 番	後藤 光一 君	15 番	國光 勝 君
16 番	中島 立美 君	17 番	山田 達史 君	18 番	長屋 浩人 君
19 番	田内 重敏 君				

○委員以外の出席者（3 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主事 池村 駿 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、山田会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

本日は委員全員の出席をいただいております。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。5番 西村委員、6番 奥田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、8件の申請がありましたので審議を求めるというものです。

審議にあたり、2か所、差し替え及び削除をお願いいたします。

3条6番、3条8番ですが、事務局より代理人へ営農計画書の内容を確認したところ、再提出がありましたので差し替えをお願いします。

また、3条7番ですが、申請地〇〇において、代理人と事務局で農地性の認識についての見解に相違がありましたが、代理人より3条申請から当該地を除くとの補正がありましたので、議案から〇〇の削除をお願いします。

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は富岡公民センターから北に50mに位置する

農振農用地区域外の登記地目 田 現況地目 畑 5.97㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、季節ごとの野菜を栽培するという内容になっています。

2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は下迫間公民館から北に 5 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 4 5 6 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は関市東本郷公民センターから北西に 3 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 7 6 1 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、季節ごとの野菜を栽培するというものです。

4 番と 5 番の案件につきましては、交換というものでございます。

4 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は東海環状自動車道関広見 I C 料金所から南西に 6 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1 8 8 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農地を交換し農業経営を拡大したいというものでございます。

5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は東海環状自動車道関広見 I C 料金所から北西に 4 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 1 9 8 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農地を交換し農業経営を効率的に行いたいというものでございます。

6 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は山田公民センターから南に 3 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 5 2 0 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始するというものでございます。

営農計画書が提出されており、季節ごとの野菜を栽培するというものです。

7 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は市立武儀生涯学習センターから南に 2 0 0 m、南東に 8 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の登記地目 田・畑 現況地目 畑 3 筆 8 5 1 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始するというものでございます。

営農計画書が提出されており、季節ごとの野菜、栗を栽培するというものです。

8 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は森本公民館から西に 2 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2 筆 2 9 3 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始するというものでございます。

営農計画書が提出されており、白菜、なす、きゅうりを栽培するというものです。

以上、8 件について、ご審議お願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして伊佐地委員、ございますか。

○1 番（伊佐地 真里子 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

2 番の案件につきまして、早川委員、ございますか。

○2 番（早川 俊也 君）

すでに隣の田んぼと一体利用されているようですので、これからも利用されるかと思われますので問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

3 番の案件につきまして、西村委員、ございますか。

○5 番（西村 三一 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

4 番、5 番の案件につきまして、後藤 道隆委員、ございますか。

○1 2 番（後藤 道隆 君）

譲受人は会社を経営されており、該当地を含め周辺一帯の管理をされている方になります。交換した土地は耕作には向かない土地かと思いますが、管理等もいただけたと思います。

○議長（山田 達史 君）

6 番の案件につきまして、後藤 光一委員、ございますか。

○1 4 番（後藤 光一 君）

元々、譲渡人は県外におり、資料に移っている住宅は譲受人が購入され、隣接する申請地と合わせて受けることと聞いておりますので問題ないと思います。

○議長（山田 達史 君）

7 番の案件につきまして、國光委員、ございますか。

○ 1 5 番（國光 勝 君）

譲渡人は十数年前に相続により取得しましたが、耕作する意欲はなく、代わりに近くに住む譲受人が耕作をしてきた土地です。今回、所有権移転をしたいとのことですが、しっかり耕作されており問題ないと思います。

○議長（山田 達史 君）

8 番の案件につきまして、田内委員、ございますか。

○ 1 9 番（田内 重敏 君）

草刈りもきれいにされており、特に問題ないと思います。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○ 2 番（早川 俊也 君）

営農計画書の収支計画・今後の計画において、道の駅等で販売等を計画しているなど、追加で記載されているところがありますが、これは事務局でそのように指導をされているのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

営農ということですので、最終的には販売を目指していただきたいと思い指導しております。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

○ 9 番（土屋 智裕 君）

6 番の案件ですが、隣の住居を購入されているということでしたが、間違いなかったのでしょうか。

○ 1 4 番（後藤 光一 君）

はい、そうです。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 1 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 1 番は、許可することに決しました。

2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 2 番は、許可することに決しました。

3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 3 番は、許可することに決しました。

4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 4 番は、許可することに決しました。

5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 5 番は、許可することに決しました。

6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 6 番は、許可することに決しました。

7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 7 番は、許可することに決しました。

8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号8番は、許可することに決しました。

○議長（山田 達史 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、1件の申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は9ページになります。

申請地は小屋名公民センターから南東に100mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 79㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

申請人は、自己用の住宅として使用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、平成2年頃より宅地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、隣接地と一体利用で1／3以内であり、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、1件につきましてご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、後藤 孝治委員、ございますか。

○13番（後藤 孝治 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、16件の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

審議にあたり、1か所修正をお願いいたします。

5条13番の案件につきまして、現況は畑でしたので修正をお願いいたします。

1番の案件

議案は4ページ、位置図は10ページになります。

申請地は下迫間公民館から北西に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地一部山林 317㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は建築業物置・倉庫・車庫でございます。

使用貸人は、使用借人からの要望に応えるというもの。

使用借人は、建築業を営んでおり物置・倉庫・車庫として使用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、昭和64年より宅地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は田原グランドから北に100mに位置する

登記・現況地目 畑 552㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は農家住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、耕作地に近い申請地を自己用住宅として使用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

3 番の案件

位置図は12ページになります。

申請地は稲口グラウンドから東に300mに位置する

登記・現況地目 畑 250㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は関市東本郷公民センターから東に300mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 998㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（4区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、分譲住宅（4区画）として使用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

議案は5ページ、位置図は14ページになります。

申請地は関市東本郷公民センターから西に400mに位置する

登記・現況地目 田 926㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は 宅地分譲（4区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、宅地分譲（４区画）として利用するというものです。

８月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

６番の案件

位置図は１５ページになります。

申請地は関市西部公民センターから南に１００ｍに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 ２９８㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものです。

８月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

７番の案件

位置図は１６ページになります。

申請地は関市中公民センターから東に５０ｍに位置する

登記・現況地目 畑 １２８１㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（４区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、宅地の造成業等を営んでおり、宅地分譲（４区画）として使用するということです。

８月１２日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、１，０００㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

８番の案件

位置図は１７ページになります。

申請地は市立緑ヶ丘中学校から西に１３０ｍに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 ８３㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭として使用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、昭和61年より雑種地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

議案は6ページ、位置図は18ページになります。

申請地は市立緑ヶ丘中学校から西に100mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 35㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は別宅（庭）でございませう。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、別宅の庭として使用するというものでございませう。

8月12日に現地を確認したところ、昭和51年より雑種地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は関警察署から北に200mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 2281㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は貸駐車場でございませう。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の賃貸業等を営んでおり、自動車販売事業者の貸駐車場として使用するとういうものでございませう。

8月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

11 番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は東海環状自動車道関広見IC料金所から東に600mに位置する

登記・現況地目 田 284㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。
転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

12番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は小屋名公民センターから東に1000mに位置する

登記・現況地目 田 673㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、宅地分譲（3区画）として利用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

13番の案件

議案は7ページ、位置図は22ページになります。

申請地は小屋名公民センターから北東に700mに位置する

登記・現況地目 田 127㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は建築工事業車庫・倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建築工事業等を営んでおり、車庫・倉庫として利用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、半年ほど前より畑地転換がされ、防草シートが敷かれており、経緯書が添付されております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

14番の案件

位置図は23ページになります。

申請地は栗原橋から南に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 344 m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（駐車場）及び農業用倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の駐車場及び農業用倉庫として利用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、平成20年頃より宅地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

15番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は栗原橋から南に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 59 m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（庭・進入路）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭及び進入路として使用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、平成20年頃より進入路として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

16番の案件

議案は8ページ、位置図は25ページになります。

申請地は寺尾公民館から南に200mに位置する

登記地目 宅地・畑 現況地目 宅地 6筆 489.56 m²。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は旅館（庭・通路・駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、旅館業法の営業許可を取得し、簡易宿泊所の庭、通路及び駐車場として使用するというものでございます。

8月12日に現地を確認したところ、昭和63年頃より宅地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、16件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番の案件につきまして、早川委員、ございますか。

○2番（早川 俊也 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

3番の案件につきまして、藤井委員、ございますか。

○4番（藤井 眞司 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

4番、5番の案件につきまして、西村委員、ございますか。

○5番（西村 三一 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

6番の案件につきまして、奥田委員、ございますか。

○6番（奥田 由美 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

7番の案件につきまして、大野委員、ございますか。

○7番（大野 久司 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

8番、9番、10番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○10番（尾口 育代 君）

現地を確認しましたが、事務局に確認したいことがありまして、8番の案件について、資料では車が停車してるところに線が引いてあるのですが、申請地が異なっているのではないのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

現地を再度確認したところ、車が停まっているところはすでに宅地となっており、事務局の誤りです。

○10番（尾口 育代 君）

9番の案件ですが、申請地の先が行き止まりで譲受人が申請されたことを確認いたしました。10番については、特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

11番の案件につきまして、後藤 道隆委員、ございますか。

○12番（後藤 道隆 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

12番、13番の案件につきまして、後藤 孝治委員、ございますか。

○13番（後藤 孝治 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

14番、15番の案件につきまして、私の担当地区ですが、特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

16番の案件につきまして、田内委員、ございますか。

○19番（田内 重敏 君）

特に意見はありません。

○議長 （山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○9番（土屋 智裕 君）

13番の案件ですが、現況地目が畑となっており、防草シートの下は耕作ができる状態となっていることは確認できているのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

現地確認の際に耕作ができる状態であることを確認しております。

○議長 （山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（山田 達史 君）

議案第４号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は ９ページになります。

位置図は ２６ページになります。

志津野転作促進技術研修センターから北に５００ｍ

登記地目 田 現況地目 山林 １筆 １２７㎡。

以上、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

議案４号について、三輪委員、ございますか。

○職務代理（三輪 眞一 君）

非農地判断して問題ないかと思います。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○９番（土屋 智裕 君）

現況地目が山林となっていますが、地目は原野ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

周辺状況も加味して山林と議案としてあげましたが、再度現地と関係機関に確認のうえ通知いたします。農地性はないと判断しております。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第４号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和８年１０月５日（月）

午前９時３０分より関市役所６階大会議室を予定しております。

○４番（藤井 眞司 君）

一つ質問なのですが、非農地判断の議題に上がる土地というのは、地権者からの要望からなのか、農業委員がパトロールにて発見し議題に挙げたのがどちらなのでしょう。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

どちらでも議題に上げることができます。今回については、地権者からの要望でございます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（三輪 眞一 君）

（挨拶）

午前１０時３０分閉会